

神奈川県警察術科訓練安全管理要綱及び措置要領の制定について

昭和49年7月22日
例 規
神教発第368号
各所属長あて 本部長

職務の適切な遂行に必要な術科訓練の推進については、これまで機会あるごとに強調し、技能の向上と安全管理に努めてきたところであるが、このたび「術科訓練安全管理要綱(昭和49年4月26日警察庁丙教発第75号)警務局長通達」及び「術科の訓練の安全管理の措置基準(昭和49年4月26日警察庁丁教発第146号)教養課長通達」に基づき「神奈川県警察術科訓練安全管理要綱(以下「要綱」という。)」及び「神奈川県警察術科訓練安全管理措置要領(以下「措置要領」という。)」を制定し、昭和49年8月1日から施行することとしたので、各所属長にあつてはこれを了知し、部下職員に徹底するとともに厳正的確な運用を図り、術科訓練に伴う受傷事故等の絶無を期されたい。

記

第1 要綱関係

1 趣旨及び内容

この要綱は、術科訓練に伴う受傷事故等の原因の除去、改善及び保健管理の適正を期するため、術科安全管理委員会を設置し、同委員及び安全管理者等を警察本部長が指名する等術科訓練の安全管理に必要な事項を定め、合理的、効果的な術科訓練を積極的に推進して県民の信頼にこたえる適切な職務の遂行を確保しようとするものである。

2 解釈及び運用上の留意事項

(1) 術科安全管理委員会

要綱第3の術科安全管理委員会は、死亡事故及び1か月以上の加療を要する重傷事故が発生した場合等委員長が必要と認めたときに招集するものとする。

(2) 術科安全管理者

要綱第4の警察本部長が指名する「その他必要と認める所属長」とは、「自動車警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、第一機動隊及び第二機動隊の長」をいう。

(3) 術科指導者

要綱第5の術科指導者とは、術科指導者運用要領(昭和60年3月11日例規第8号、神教発第77号)により、警察本部長が指名した柔道、剣道及び逮捕術の教師、助教及び助手並びにその他の術科の指導員及び指導補助員をいう。

一部改正〔昭和60年例規10号神教発79号・62年例規18号神務発257号・平成7年例規8号神務発452号〕

第2 措置要領関係

1 趣旨及び運用上の留意事項

この要領は、術科訓練に伴って発生する受傷事故等の諸要因の分析並びに早期発見、その要因の除去、改善等術科安全管理者及び術科指導者（以下「指導者」という。）が、術科訓練者（以下「訓練者」という。）の安全管理に必要な細部にわたる事項を「共通的事項」と「科目別事項」に大別して示したものである。

2 要領第2の体育訓練に含まれるその他の球技とは「神奈川県警察職員球技大会実施要綱（昭和49年2月26日神厚発第34号）例規通達」第2条に規定する種目をいう。

3 受傷事故調査表による事故の調査報告等

術科訓練受傷事故調査表（別表）は、術科の訓練中に受傷事故が発生したとき、その事故の原因究明及び同種事故の再発防止等安全管理措置の検討資料とするために定めたものであるから、昭和49年8月1日以降の死亡事故及びおおむね全治14日以上を要する受傷事故が発生した場合には、術科安全管理者はこの調査表に記載して警察本部長に報告するものとする。

別表

神奈川県警察術科訓練安全管理要綱

第1 目的

この要綱は、術科の訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もつて安全かつ効果的な術科訓練を積極的に推進することを目的とする。

第2 適用の範囲

この要綱は、点検、礼式、訓練、けん銃操法（射撃訓練を含む。）救急法（水上安全法を含む。）逮捕術、柔道、剣道、体育その他の術科訓練に関して適用するものとする。

第3 術科安全管理委員会

1 設置

安全かつ効果的な術科訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 安全管理の措置要領の制定、改正に関すること。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (4) 安全教育の実施計画策定に関すること。
- (5) 安全意識の高揚に関すること。
- (6) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて構成する。

委員長は警務部長をもつて充て、副委員長は教養課長、委員は警務課長、厚生課長、監察官室長、首席師範及び委員長が指名する警察署長をもつて充てる。

4 会議

委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

5 庶務

委員会の庶務は、教育課において処理する。

一部改正〔昭和53年神務発185号・平成4年例規24号神務発340号・6年例規11号神務発408号〕

第4 術科安全管理者

1 指名

警察本部長は、術科訓練の安全管理を推進するため、教養課長、警察学校長、首席師範、警察署長その他必要と認める所属長を術科安全管理者に指名する。

2 任務

術科安全管理者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理措置要領の実施及び指導、監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

一部改正〔昭和60年例規38号神教発414号〕

第5 副首席師範、師範、副師範及び術科指導者

副首席師範、師範、副師範及び術科指導者は、安全管理措置要領及び術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導にあたるものとする。

一部改正〔昭和60年例規10号神教発79号〕

第6 術科訓練者

術科訓練者は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導者の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制ある訓練を行うものとする。

神奈川県警察術科訓練安全管理措置要領

術科訓練の安全管理は、神奈川県警察術科訓練安全管理要綱によるほか、この措置要領に定めるところによる。

第1 共通的事項

1 人的管理

- (1) 訓練者の年齢、性格、体力、健康状態、既往症及び術科技能、段級位、訓練参加度等を把握して、訓練上欠陥のある者の発見に努めること。特に必要があると認めるときは、事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練者の年齢、体力及び技能等を考慮して無理のない計画をたて、十分な準備のもとに訓練を行わせること。
- (3) 訓練に際しては、訓練者の数、場所及び内容等を考慮し、適宜、班を編成して統制のある訓練を行わせること。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法及び危険な技等を行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導、監視体制を確立して、常に訓練者の動静に注意し、異常を認めた

ときは、訓練を中止させる等の措置をとること。

- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制を確立しておくこと。
- (7) 訓練者の技能に応じて、基本に忠実な訓練を行わせること。
- (8) 平素、訓練から遠ざかっていた者に対しては、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年齢者には、体力、段級位等の過信をさせないこと。

2 物的管理

- (1) 射撃場、道場及び体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿及び消火設備等を入念に点検し、破損か所等を発見したときは、早急に補修、整備の措置又は手続をとること。
- (2) 用具、防具等は、定期に又は使用前後に必ず点検し、異状を認めたときは、使用を禁止するか補修した後に使用させること。
- (3) 道場又は体育館内には、訓練に不用な物品をできるだけ置かないようにすること。
- (4) 冬期の訓練は保温に留意すること。
- (5) 服装、防具及び用具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装又は使用させること。

一部改正〔昭和60年例規38号神教発414号〕

第2 科目別事項

1 けん銃操法訓練

- (1) 射撃場において訓練実包による射撃訓練を行うときの措置

ア 訓練者には、いかなる場合においても、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第14条のけん銃の安全規則並びに神奈川県警察けん銃訓練要綱の制定について（平成14年5月1日 例規第34号、神教発第486号。以下「けん銃訓練要綱」という。）及び神奈川県警察射撃場管理及び使用規程（昭和39年神奈川県警察本部訓令第3号）の定めを遵守させるとともに、指揮官及び指導者の指示を確実に実行させること。

イ 射撃場勤務者及び訓練者の聴器障害予防のため、必ず耳栓を使用して射撃訓練を行わせること。また、勤務体制の改善及び射撃訓練時の指揮官の位置等に配慮するとともに、聴力検査による聴力障害者の早期発見に努めること。

ウ 射撃場内の換気に留意すること。また、射撃場勤務者には、禁煙又は節煙を指導するほか、精密検査等により健康障害者の早期発見に努めること。

エ 射撃場勤務者及び訓練者には、射撃訓練の終了直後に、必ず洗眼、うがいを励行させること。

オ 冬期における訓練は、手のかじかみに起因する事故防止のため、特に保温に留意すること。

- (2) けん銃操法訓練を行うときの措置

けん銃操法訓練（（1）の場合を除く。）を行うときは、警察官等けん銃使用及び取扱い規範及びけん銃訓練要綱に定めのない事項については、次の措置をとること。

ア 監督者、指導者等の位置等

- (ア) 訓練を行うときは、努めて監督者（警察本部にあつては教養課長又は同課長代理、警察署等にあつては副署長又は警務課長等）を立ち合わせ、訓練全般を見渡

せる安全な場所に位置させること。

- (イ) 指導者は、訓練者から向かつて右斜め前方に位置させること。ただし、特殊訓練弾による訓練を行わせるときは、訓練者の後方ほぼ中央とすること。
- (ウ) 補助者は、訓練者から向かつて左斜め前方に位置させること。ただし、随時訓練者の後方を移動しながら、操法の個別指導及び矯正を行わせること。

イ 訓練開始前の措置

- (ア) 訓練者に、回転式けん銃携帯者及び自動式けん銃携帯者があるときは、努めて訓練場所及び時間をかえて訓練を行わせること。やむをえず同時に訓練を行わせるときは、銃種別に班を編成して行わせること。
- (イ) 訓練は、けん銃つりひもをつけたまま行わせること。
- (ウ) 「たまぬけ」及び「たまこめ」は、訓練員を1列横隊にして、指揮官の指揮により一斉に行わせること。

ウ 訓練中の措置

- (ア) 指導者に、訓練者全員が号令により操法が終わったことを確認させた後、次の操法の訓練を行わせること。
 - (イ) 指導者が、操法の模範を示して説明するときは、必ず弾倉の点検を励行させること。
- (3) 特殊訓練弾による射撃訓練を行うときの措置
- 特殊訓練弾による射撃訓練を行うときは、前記(1)及び(2)を準用するほか、跳弾による受傷事故等の防止のため、訓練者の間隔、標的と訓練者の距離及び標的に跳弾防止の措置をとること。

2 逮捕術訓練

- (1) 訓練者には、基本的な準備運動及び「受身」、「体さばき」、「足さばき」、「縄とび」、「腕立て伏せ」等により、敏捷性、柔軟性、持久性等を習得するように、反覆訓練を行わせること。
- (2) 訓練者には、「前突き」及び「前けり」の反覆訓練によつて、攻撃、防御の基本動作に習熟させること。
- (3) 多数の訓練者を同時に訓練させるときは、訓練の種目、内容により、必要な距離、間隔を十分とらせること。
- (4) 訓練者に防具着用の訓練を行わせるときは、訓練用シューズを着用させること。
- (5) 「打突」、「逆わざ」等の訓練を行わせるときは、指導者に打突の部位、逆わざの施術の方法、その効果の判断等について模範を示させ、その限界を理解させた上で訓練を行わせること。また、防具を着用しない訓練のときの、「警棒打ち」、「突き」及び「当て身」は、相手の身体に触れることのないように動作を止めること。

3 柔道訓練

- (1) 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ効果的な投げ方を認識させるため、指導者が模範を示してから相互の訓練を行わせること。
- (2) 道場の面積と訓練人員を勘案して、必要により「投げわざ」と「寝技」の訓練を区分して行わせること。
- (3) 初心者等には、柔道の基本技である「作り(崩し)」、「掛け」の原理を理解させ、

正しい技のかけ方及び防ぎ方に習熟する訓練を行わせること。

- (4) 初心者等には、指導者が「まき込み」等危険な技を示範して、その危険性を理解させ、努めてこれらの技をかけないように訓練を行わせること。
- (5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者は直ちに矯正させ、正しい姿勢による円滑な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法の訓練を行わせること。
- (6) 訓練者には、頭部の受傷防止のため、首部の準備運動を十分行わせるとともに、正しく「受身」をする訓練を行わせること。
- (7) 冬期の訓練は、訓練者に準備運動を入念に行わせるとともに、「寝技」によつて身体を柔らかくしてから「乱取り」を行わせること。
- (8) 高年齢者には、年齢及び体力に応じた訓練内容とし、無理な訓練又は試合は行わせないこと。

4 剣道訓練

- (1) 訓練者には、剣道具を正しく着装させ、定められた部位を正確に打突するように訓練を行わせること。
- (2) 初心者等には、基本動作（構え、足さばき等）を習得するように訓練を行わせること。
- (3) 「ひび割れ」、「先革の破損」等不完全な竹刀は使用させないこと。
- (4) アキレス腱受傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行わせること。特に、訓練の長期中断、心身の疲労、体重が増加したとき等に傷害が発生することが多いので、このようなときは、「素振り」、「剣道形」等の訓練にとどめ、急激な訓練は行わせないこと。
- (5) 耳の受傷防止のため、手拭い等で頭部を覆うとき、耳に当てないようにさせるとともに、「面布団」と耳との間に余裕を持たせた着装の方法を行わせること。
- (6) 「ひじ」の打撲傷防止のため、できればサポーター、ひじ当て等を使用させること。
- (7) 面具、小手具等の消毒を行わせること。

5 体育訓練

- (1) 体育訓練（サッカー訓練及びその他の球技を含む。）
 - ア 訓練者には、体育、競技の種目ごとの基本的な練習法をマスターするように訓練を行わせること。
 - イ 訓練者には、体育、競技の種目ごとのルールによる訓練を行わせること。
 - ウ 訓練者には、正しい用具の用法と訓練を行わせること。
 - エ グランドの小石等の危険物は、常に除去するようにするほか、その整備に留意すること。
- (2) 走訓練
 - ア 訓練前の措置
 - (ア) 平素の脈拍、体重、定期健康診断の結果、体力測定の結果等から訓練者個々の健康状態、体力及び運動能力を把握するとともに、勤務状況、生活状況等の把握にも配慮すること。また、必要があると認めるときは、訓練前に医師の健康診断を受けさせること。
 - (イ) 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練者の動静や

表情を観察し、体調点検を徹底すること。特に、高温時、寒冷時においては入念な体調点検を行うこと。その結果、体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止する等の措置をとること。

(ウ) 訓練者に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。

(エ) 訓練者の年齢、性別、体力、訓練の練度、勤務状況、気象状況等に応じた訓練計画を策定するとともに、トレーニングの漸進性の原則に従って、段階的に運動負荷をかけるようにすること。

特に、夏季においては、暑さに慣れさせるため段階的な訓練の実施に配慮すること。

(オ) 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。

(カ) 訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ、安全な所で行うこと。この場合、事前に実地踏査を行い、訓練人員、訓練方法、道路環境等を検討して事故防止に十分配慮した計画を策定すること。

(キ) 救急措置体制を確保するとともに、救急処置等について必要な教養を実施しておくこと。競技会等を行うときは、努めて医師、看護婦等を会場に配置すること。

(ク) ウォーミング・アップを十分に行わせること。特に寒冷時には入念なウォーミング・アップを行わせること。

イ 訓練中の措置

(ア) 訓練中の異常を早期に発見するため、訓練者の人数、訓練場所等に応じた監視要員を配置すること。訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視、訓練者相互による安全確認等により異常者の早期発見に努めること。特に競技会等においては、ゴール前後の動静に注意させること。

(イ) 訓練者の疲労の程度等に応じ、運動と休息のバランスを図ること。特に、夏季においては、短時間の休息を多く取らせるとともに、適宜水分をとらせるようにすること。

ウ 訓練後の措置

(ア) クーリング・ダウンを十分に行わせること。

(イ) 訓練終了時においても人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍及び体重を測定させ、安全管理上の参考とすること。

(ウ) 疲労回復の方法、健康管理等について指導するとともに、そのための自己管理を徹底させること。

(3) 水泳訓練

ア 訓練前の措置

(ア) 海浜、河川等で訓練を行わせるときは、過去の訓練にかかわらず、新たな角度から指導者が訓練現場の実地踏査を行い、訓練方法、輸送経路等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

(イ) 努めて水上安全法の指導員、救助員(日本赤十字社認定)又は救急法上級者等(以

下本項において「指導員等」という。)により指導(監視)体制をとり、訓練者の数、経験、技能、訓練時間、場所、内容等に応じて、常に訓練者を掌握し、指導、監視、救護等の任務分担を定めておくこと。

- (ウ) 不特定多数人が集まる場所で訓練するときは、訓練者を特定するため、帽子を着用させる等の方法をとらせること。
- (イ) 救命用具、救急用具等は必ず事前に準備点検しておくとともに、訓練現場に携行し、事故が発生したときは、直ちに使用できるように整備しておくこと。
- (オ) 事前に訓練者の健康状態を点検させ、必要に応じ健康診断を受けさせる等の方法により、訓練不適格者の発見に努めること。
- (カ) 訓練前には、水面及び水中の温度を調査させておき、水温が18度以下の場合は、特別の訓練経験者以外は訓練を行わせないこと。

イ 訓練中の措置

- (ア) まず指導員等に入水方法の模範を示させ、訓練上の安全を確認した上で、現場の条件に応じた具体的な注意を行わせること。
- (イ) 海浜、河川等で集団による水泳訓練を行わせるときは、気象条件等を考慮に入れ、訓練の安全圏を物理的に標示するとともに、一定の指導員等を陸上、水中(深い方)、舟艇等に位置させ、スキのない監視網の中に訓練者を入れて訓練を行わせること。
- (ウ) 訓練者には、必ずバディシステムによる相互の安全確認を行わせること。なお、1人の指導員等の受け持つバディ数は、5～6組が適当である。
- (イ) 訓練者を入水させるときは、水上安全法による方法で段階的に行い、その都度、訓練者の体調を点検させること。
- (オ) 訓練者の安全確認及び訓練による疲労を軽減するため、一定時間(5分ないし10分)ごとに休憩させて、必ず人員点呼をとらせること。

ウ 訓練終了後の措置

- (ア) 訓練終了直後に人員点呼を行わせること。
- (イ) 身体の清潔保持及び疾病等を予防するため、必ずシャワー、入浴等を励行させること。
- (ウ) 訓練終了後の単独水泳による事故を防止するため、衣服を着た後に、最後の点検を行わせること。
- (イ) 訓練終了後、訓練者の健康状態を点検し、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。
- (オ) 訓練終了後は、解放感からとかく気がゆるみがちであるので、規律の保持に努めさせること。

(4) 登山訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) あらかじめ指導者に、訓練コース等の実地踏査を行わせ、山岳の状況に応じたコース、日程、装備、食糧等の訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 登山技術、気象判断等の基礎的な知識、技術については、あらかじめ机上又は図上訓練等による教養を行うこと。

- (ウ) 装備品は、常に点検整備し、適正な管理を行うとともに、その着脱、取扱い要領等については、機会あるごとに訓練を行わせること。
- (I) 通信連絡体制を確立させておくこと。
- (オ) 不測の事故を考慮し、救急薬品の携行、救急措置等に留意するとともに、緊急避難ルートについて検討させておくこと。

イ 訓練中の措置

- (ア) 肉体的疲労及び緊張による精神的疲労が大きいため、適宜休憩をさせ、その都度、人員の点呼を励行させること。
- (イ) 岩場、雪渓登山、その他危険地帯の通過等については、あらかじめ安全措置を講じ、確認した上で実施させること。
- (ウ) 気象条件の変化に最大の注意を払い、低気圧等の接近のさいは、登山を中止させること。また、天候の激変や危険が予想されるときは、行動の中止、退避脱出等冷静な判断と勇気のある行動をとるように指導させておくこと。
- (I) 訓練中、道に迷ったと判断したときは、無謀な行動は避け、できる限りその場から離れずに、冷静な判断のもとに身の安全を確保して救出を待つように指導させておくこと。また、雪崩、落石、雷雨等の起こる場所を避けて待避するように指導させておくこと。

ウ 訓練後の措置

- (ア) 訓練記録を作成し、次の訓練資料の参考に資すること。
- (イ) 使用装備品の手入れ、補修を完全に行わせること。

別表省略